



日ごろ、高齢者の見守り及び相談窓口の周知にご協力いただきありがとうございます。

今号は、介護保険サービス利用にあたって、令和5年2月に開催する菊川市権利擁護推進研修会のご案内です。

介護保険サービスを利用するにあたって

介護保険サービスを利用するには、認定申請を行う必要があります。地域包括支援センターでは、介護保険サービス利用のための相談を受けています。

手続きの方法や、どんなサービスが利用できるのかなど分からないことがあります。ありましたらお気軽に地域包括支援センターまでご相談ください。

例えば・・・

どんなサービスがあるの？

デイサービスを利用したいけど、どうすればいいの？

ケアマネジャーさんは何をしてくれる人？ など



菊川市権利擁護推進研修会を開催します！

遺言や相続、成年後見制度など老いじたくに必要な知識やポイントを司法書士がお話いたします。元気なうちから必要な備えをして、これからの人生を考えてみましょう！見守り事業所の皆様もぜひご参加ください。

菊川市権利擁護推進研修会

「始めよう！自分らしい老いじたく～人生100年時代！人生も百人百様！～」

日時：令和5年2月16日（木）午後1時30分～3時（受付 午後1時15分～）

会場：小笠南地区コミュニティセンター 多目的ホール（みなみやま会館）

講師：司法書士事務所あかり 酒井 壱幸（さかい かずゆき）氏

定員：30名

参加費：無料

参加を希望される方は**令和5年2月9日（木）**までに、下記申込み先へご連絡をお願いします。

申込先：菊川市地域包括支援センターあかつち窓口 電話 0537-73-1818



菊川市地域包括支援センター
けやき窓口

住所：半済1865（プラザけやき内）

電話：37-1120

あかつち窓口

住所：赤土1055-1（家庭医療センター内）

電話：73-1818